

(参考)

## 平成 24 年度高齢者雇用開発コンテスト実施要綱

### 1 目的

670 万人を数える「団塊の世代」が今年 2012 年から 65 歳に到達しはじめ、人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会となる。さらに、人口の高齢化のスピードは今後一層加速し、65 歳以上人口の割合が 2025 年には約 30%、2050 年には約 40%と急激に上昇していく一方で、今後 3 年間では 15 歳から 64 歳の生産年齢人口が 1 年に約 110 万人ずつ減少し、社会の支え手となる人口の減少は一段と深刻化することが見込まれる。また、昨年 3 月には東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、まさに社会全体で復興に向けた取組に全力を挙げているところである。

こうした中で経済・社会の活力や産業、企業の競争力を取り戻し国民生活の安定を図るためには、すべての人が意欲と能力をいかんなく発揮して社会を支えていく「全員参加型」社会を構築する必要がある。特に高齢者については、長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を経済社会の中で有効に活用することが求められている。

このため、高齢者が働きやすい職場環境にするために企業等が行った創意工夫の事例を募集し、優秀事例について表彰するとともに、国民及び企業に広く周知することにより、高齢者の雇用環境の整備に向けた具体的な取組の普及を図り、高齢者雇用の推進に資することとする。

### 2 主催

厚生労働省

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

### 3 概要

#### (1) 募集テーマ

高齢者がいきいきと働くことのできる職場環境の構築及び 70 歳まで働ける職場を実現するために企業等が創意工夫を行った以下に掲げる事例を募集する。

- ① 人事・賃金管理、組織改編等制度に関する改善
- ② 新しい職場での就業、新たな技能の習得等を容易にするための教育訓練、高齢者による若年者への技能継承等能力開発に関する改善
- ③ 作業方法、作業設備・機器、治工具類等の整備・改善
- ④ 高齢者雇用のための新たな職場や職務の創出
- ⑤ ワークシェアリング等による働き方の工夫
- ⑥ 高齢者向けの健康管理・安全衛生管理・福利厚生等に関する改善、高齢者のモチベーション向上のための工夫その他の改善
- ⑦ 70 歳まで働ける場の確保を行った改善等
- ⑧ 高齢者と障害者がともに働きやすい職場とするための①～⑦に関する改善等

#### (2) 応募方法

- ① 指定の応募様式に記入又は入力の上、紙媒体又は電子媒体で提出する。また、写

真、図、イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付する。

② 応募する改善事例については、上記募集テーマ①～⑧の全部又は一部とする。

③ 応募様式は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）地域障害者職業センター雇用支援課（東京及び大阪は支援業務課）（以下「各都道府県高齢・障害者雇用支援センター」という。）において紙媒体又は電子媒体で配布する。また、機構のホームページからも入手可能とする。

(3) 応募資格

① 原則として、「企業」又は「事業所」からの応募とする。

② 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこと、かつ、その他の法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。

③ 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入しており、高年齢者が能力を十分に発揮しいきいきと働くことのできる職場環境にするために創意工夫がなされている企業等であって、次のいずれかに該当するもの。

(i) 65歳を超える従業員1名以上が実際に就業している企業等

(ii) 70歳まで働ける場を確保している企業等

(4) 応募締切日

平成24年5月11日（金）

(5) 提出先

機構の各都道府県高齢・障害者雇用支援センターへ提出する。

(6) 賞

① 厚生労働大臣表彰

最優秀賞 1編

優秀賞 2編

特別賞 3編

② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰

優秀賞 若干編

部門別賞 若干編

奨励賞 若干編

努力賞 若干編

(7) 審査

審査委員会を設置し、審査する。

4 その他

(1) 募集の周知

募集の周知は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構において、募集要項等の配布や各種広報誌・ホームページ等への掲載、報道発表等により行う。

(2) 応募の勧奨

都道府県労働局、ハローワーク及び機構が連携し、事業主に対する応募の勧奨に努める。

(3) 入賞企業等の発表等

入賞企業等は、平成 24 年 10 月上旬を目処に厚生労働省において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ厚生労働省又は機構より通知する。また、同月中に表彰式を行う。

(4) 著作権等

応募した文書の著作権及び使用権は、主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構による啓発活動において活用する。

